

## 厚生労働省の助成金

－平成23年度活用のポイント－

昨年は大学等の就職率の悪化に伴って、卒業後も就職先が未定の既卒者を対象にした奨励金が、新規創設されました。また、平成23年度より一部の助成金が廃止及び改正され、また、創設されましたのでご紹介します。是非、参考になさってください。

### ◆3年以内の既卒者を対象とした奨励金

①及び②ともに対象者は平成21年3月以降の新規学卒者で雇入れの開始日現在の満年齢が40歳未満です。さらに、震災特例対象者の雇用に対する加算制度もあります。平成23年度限りの暫定措置になりますので、ご注意ください。また、1人の対象者について、①及び②を併給することは出来ませんので、ご注意下さい。

\*震災特例対象者とは、平成21年3月以降に学校を卒業し、9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）の災害救助法適用地域に住居する人。

### ①3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者（高校、大学等を卒業後3年以内の方）等を有期雇用（原則3ヵ月）で育成し、正規雇用したとき、その事業主に対象者1人あたり有期雇用期間中に月額10万円（最大30万円）、正規雇用したときに50万円（震災特例対象者を正規雇用したときは60万円）が支給されます。要件の1つとして有期雇用（原則3ヵ月）の開始時に「既卒者トライアル雇用実施計画書」の提出が必要です。

ハローワークの既卒者トライアル求人への提出も必要になります。

### ②3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

大学等を卒業後3年以内の既卒者等を、新卒枠で正規雇用したとき、雇入れから6か月経過後に100万円（震災特例対象者は120万円。最大10回まで支給）が支給されます。（同一事業所に1回限り）卒業後3年以内の既卒者も応募可能な新卒求人等を、ハローワークに提出し、そこからの紹介により、正規雇用することが必要条件です。

### ◆中小企業基盤人材確保助成金

この助成金は、都道府県知事の認定を受けた改善計画に従い、人材需要が見込まれる成長分野等において新分野進出等（創業・異業種進出）を行い、新たに経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇入れたときに助成金を支給する制度です。

平成23年4月1日から、対象分野が新成長戦略において重点強化になっている健康、環境分野等に限定されました。

また、実施計画認定申請が廃止され手続きが簡素化されました。

#### ・支給額

基盤人材の雇入れ日から起算して最初の6ヵ月を第1期、次の6ヵ月を第2期として、それぞれの期ごとに下記の額が支給されます。※基盤人材は5人が上限となります。

支給限度額	年収要件
70万円	350万円以上

### ◆均衡待遇・正社員化推進奨励金の改正の概要

この助成金は、有期契約社員、パートタイマーが能力を発揮できる雇用環境を整備するため、就業規則等により、正社員転換制度などを導入し、実際に適用したときに助成金を支給する制度です。

平成23年4月1日から既存の中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均等待遇推進等助成金が整理、統合され創設されました。

次の5つの制度があり、各制度ごとに受給要件を満たしていることが必要です。

#### ・正社員転換制度 ・短時間正社員制度 ・共通教育訓練制度

#### ・共通処遇制度 ・健康診断制度

支給対象期間は、制度導入から2年間（短時間正社員制度以外）で、適用後6ヵ月経過後（平成23年10月以降）です。

支給申請窓口は、各都道府県労働局雇用均等室になります。

## 《声》

「顎足（あごあし）付き」とは、賃金と一緒に食費・交通費が支給されることをいいます。広域から集まる会議等において、電車代等の食事や交通費が支給されることがありますが、このような場合は出席率が良いものです。

ある経営指導員が、長年経営相談に応じているA社を訪問すると、昼間なら昼食を、夕方なら夕食を、必ず用意して頂けるそうです。食事をしながら情報交換すると、食事を通じて経営者の期待が伝わってくるようで、自然に予定以上の情報提供をしたり、力の限りを尽くして提案等をしていくとのことでした。

「顎足付き」と言うのは、行き過ぎると弊害の心配もありますが、社員手当や会合・接待等に際して合理的に活用すれば、勤労意欲や人脈強化に貢献するものです。

